

平成 27 年 10 月 13 日

各 位

| | |
|-------|--|
| 管理会社名 | 日興アセットマネジメント株式会社 |
| 代表者名 | 代表取締役社長 柴田拓美 |
| 問合せ先 | E T F センター 今井幸英 (TEL. 03-6447-6581) |

投資信託約款の一部変更に関するお知らせ

当社は、別紙記載の E T F における投資信託約款の変更に関し、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の内容およびその理由

別紙記載の E T F について、受益者の利便性向上を図るため、当該 E T F における交換単位を「10万口以上で第一種金融商品取引業者が定める単位」から「5万口以上で第一種金融商品取引業者が定める単位」へ変更するべく、信託約款の一部に所要の変更を行ないます。
※投資信託約款の新旧対照表につきましては、別紙をご参照ください。

2. 日程

| | |
|-------------|---------------------|
| 内閣総理大臣への届出日 | : 平成 27 年 10 月 20 日 |
| 変更実施日 | : 平成 27 年 10 月 21 日 |

3. 書面決議の手続き

今回の約款変更は当該投資信託の商品性には何ら影響を与えるものではなく、投資信託及び投資法人に関する法律第17条第1項に規定する「その変更の内容が重大なものとして内閣府令で定めるもの」には該当しないため、書面による決議は行ないません。

別紙. 投資信託約款の新旧対照表

以 上

投資信託約款の新旧対照表

1322 上場インデックスファンド中国A株（パンダ）CSI300 約款

約 款 の 新 旧 対 照 表

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p>(受益権と信託財産に属する投資信託証券との交換) 第37条 ①受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、<u>5万口以上</u>で委託者の指定する第一種金融商品取引業者が定める単位をもって、当該受益権と当該受益権の信託財産に対する持分に相当する投資信託証券との交換（以下「交換」といいます。）を請求することができます。</p> <p>②～⑩（略）</p> | <p>(受益権と信託財産に属する投資信託証券との交換) 第37条 ①受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、<u>10万口以上</u>で委託者の指定する第一種金融商品取引業者が定める単位をもって、当該受益権と当該受益権の信託財産に対する持分に相当する投資信託証券との交換（以下「交換」といいます。）を請求することができます。</p> <p>②～⑩（同 左）</p> |